

「下野市みんなで築く 地域の絆プラン」

第 2 期下野市地域福祉計画

第 2 期下野市地域福祉活動計画

進捗状況と今後の取り組み一覧

基本目標	取組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
基本目標1 ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり							
① ふれあい交流の促進（計画書 P49～P51）							
市が取り組むこと		高齢者が気軽に集まれるふれあいサロンの増設及び運営のボランティア活動の推進	地域ふれあいサロン事業	地域住民やボランティアが主体となり、高齢者の憩いの場、交流の場としてサロンを各地区に開設し、運営する。気軽に集まれる場所づくりを進める。円滑なサロン事業運営のため、サロン運営団体に委託料を払い、介護予防事業の推進を図る。	H29.9時点での登録サロン数は18となり、H28年度末時点から2カ所の増となっている。年々増加傾向にあるが、参加者減など継続が難しい状況も発生している。H29年度から一般介護予防事業として年3回、運動指導士を招いて運動教室を開催できるようになったが、今後も魅力的な教室を開催するなど既存サロンが継続していくための対策が必要となる。	委託契約をしていないサロンがまだあるため、委託契約につながるよう周知および勧奨していく。 また、音楽療法等の健康教室や一般介護予防事業の運動教室等についても積極的な利用を促進していく。	高齢福祉課
		スポーツを通じた交流の推進	スポーツ振興事業	市民のスポーツニーズに的確に対応しながらスポーツ振興を図る。市民が生涯をとおしてスポーツを楽しみ、取り組むきっかけとするため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供しスポーツの振興を図る。また、障がい者の社会参加を促進するため障がい者スポーツ交流会を開催する。	・体育協会の各専門部において各種教室を実施。 ・スポーツ推進委員によるキンボールサンデー及びシニアスポーツ塾を開催。 ・スポーツ少年団による、指導・育成の実施。 ・総合型地域スポーツクラブによる各種教室の実施。 ・障がい者スポーツ交流会を11月11日開催予定。	平成31年度中に大松山運動公園陸上競技場のオープンが決定しているが、具体的なイベント等が決まっていない。現在開催している大会を含め体育協会等と協議をしていく。	スポーツ振興課
			市民体育祭開催事業	市民総スポーツひとり1スポーツの基本理念のもと、地域の融和と一体化を図り、併せて地域コミュニティーの醸成を図るため市民体育祭を開催する。	・6月18日市民体育祭ティーボール大会開催。 ・9月3日市民体育祭キンボールスポーツ大会開催。 ・10月8日(雨天時9日)市民体育祭運動会(石橋・国分寺地区、スポーツフェスティバル(南河内地区)開催予定。	市民体育祭の内容を見直し、より多くの市民が参加しやすいように工夫をする。	スポーツ振興課
社協が取り組むこと	身近な地域で住民同士が気兼ねなくお互いの人間関係を深めることができるよう、地域のイベントや行事等への参加を促進することで、活発な交流活動の展開を推進します。	ふれあいふくし運動会の開催	高齢者・障がい児者・子供たちが一緒にスポーツを楽しむ、健康維持と地域社会との親睦・交流を深めるため、国分寺地区・石橋地区・南河内地区の3会場で、老人クラブ・身体障害者福祉会・心身障がい児者父母の会・園児などが参加して運動会を開催する。	今年度は10月6日に国分寺地区、10月20日に石橋地区、10月26日に南河内地区で開催予定。	参加人数の減少にあることを踏まえ、3地区の合同開催を検討しながら、参加者数の増員にと事業の充実を図る。また、事業運営に地域のボランティアを活用し、住民主体となる運営を見出す。		
		ふれあいサロンの充実	概ね65歳以上の高齢者と住民(ボランティア等)が気軽に集い、ふれあいを通じて健康で生きがいを持ちいきいきとした生活を送ることで、孤独感や不安感の解消を図る。	サロンの新規開設につながるような担い手(地域リーダー)の育成を積極的に支援するため、ボランティア養成講座を企画する。	新たなボランティア人材を確保するため、関係機関と連携のもと、より充実した講座を開催する。		
		ミニサロン事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも生き生きとした生活が送れるよう、介護予防をはじめ孤立感や不安感の解消を図ることを目的に、参加者に交流の場を提供する。	一般介護予防事業としてゆうゆう館を会場に高齢者のサロン事業を実施している。週2回の開催で、ボランティア等の協力により健康体操やレクリエーションなどを行い、健康維持に努めている。H29年9月現在の登録利用者数は35名である。	ボランティア等の協力を得ながら、健康体操や講話・講座、レクリエーションなどを実施し、高齢者が介護を必要とする状態になることを予防し、健康で生き生きとした生活が送れるよう支援する。		
		花まつり招待事業の開催	市内の老人福祉施設、心身障がい児者施設、精神障がい者施設及び障がい者団体を天平の花まつりに招待し、民生委員児童委員の協力によりアトラクション・昼食会を開催する。	4月7日、多くの施設・団体等から参加者を招き、事業を盛大に開催し、参加者の地域交流に資することができた。今年度は市内の対象施設・団体等24団体に案内し、21団体から合計399人の参加を得た。	市商工観光課と連携し、市内施設が一堂に会し交流を深める機会として事業の充実を図るとともに、社協のPRにも努める。		
		しもつけふくしフェスタの開催【重点事業】	市民の地域福祉に対する理解を深め、人と人とのふれあいの場を提供し、「ささえ愛」のまちづくりを目指して「しもつけふくしフェスタ」を開催する。さらにボランティア活動や社協事業等のPRを行う。	来る11月25日にゆうゆう館において、「たすけあい」をテーマで開催予定している。主な内容は、盲導犬体験や地域の活動など紹介するコーナーを設け、市民の福祉活動の拡充を図るための啓発の機会とした。	引き続き、人と人の繋がりを深め「ささえあい」のまちづくりを目指し、関係機関と連携し、事業の充実を図り、継続して実施する。		

基本目標	取組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
			親子ふれあい事業の開催	親子や仲間が互いに協力し、イベントを通して福祉を身近に感じることで、相手を思いやる心を育てることを目的に実施する。	今年度は7月15日に、「防災について学ぼう」をテーマに開催した。当日は大人19人、子供25人の計44名が参加し、炊き出し体験や災害グッズ作成体験に続き、県防災館を見学し、災害への理解と関心度を高めることができた。	親子が参加し、各種の福祉体験を通し、身近な福祉について感じられるよう、事業内容の充実を図りながら引き続き事業を実施する。	
			障がい児者交流事業の開催	市内在住・在勤の障がい児者(身体・知的・精神)とその家族を対象に、ボランティア・民生委員の協力を得てレクリエーション・ゲーム等を通じて交流と親睦を深めることを目的に実施する。	社協だより等で周知を図り、9月9日に105名の参加者のもと開催した。参加人数は昨年度より上回る事ができた。	障がい者団体が一堂に会し、交流を深めることが出来る機会であるため、引き続き開催周知の充実を図るとともに内容を検討し、参加者の増員に努める。	
			三世代交流事業の実施【重点事業】	地域住民がふれあいや交流の場を通して日ごろから顔見知りになり、お互いに支え合える地域づくりを進める。	東方台地地区コミュニティにおいて、国分寺東小学校児童48名と地域住民27名が七夕づくりを行い交流を深めた。今後、各地域の既存の独自取組についても把握していく必要がある。	少子高齢化に対応するため、地域コミュニティの果たす役割は重要であり、三世代の絆を深める事業として地区社協の設置と併せて事業を実施していく。	
			障がい者スポーツ教室の実施	障がい(身体・知的)を持つ方の健康と体力の維持及び障害者向けのスポーツの普及・啓発を目的に実施する。	6月8日、県障害者スポーツ協会の協力により、参加者68名のもと障害者向けのスポーツ教室を開催した。事業を通じて障がいのある方の健康づくりや交流・親睦を図ることができた。	引き続き事業を継続し、外出の機会づくりに加え、参加者の交流と健康維持に努める。	
② 地域交流の場となる拠点づくり (計画書 P52)							
	市が取り組むこと	相談支援センターや地域活動支援センターなどの障がい者施設の整備と支援体制の強化	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの機能を充実強化し障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業。	平成29年度より地域活動支援センターの体制強化を図るため、勤務する委託先の職員を1名増とした。	今後も、地域活動支援センター事業の充実を図り、障がい者等の地域支援を促進していく。	社会福祉課
	市が取り組むこと	コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの運営支援を通じたコミュニティ活動の振興	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営費	コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターについて、地域のコミュニティ推進協議会を指定管理者として指定することにより、自治会の枠を超えた地域の交流と、より広域的な組織づくりを推進する。	センター10か所について地元コミュニティ推進協議会指定管理者として指定、広域的な活動が展開されている。また、適宜指定管理者と協議するなど、運営支援とコミュニティ振興にあたっている。老朽化の進んだ施設もあり、修繕等の対応を進める必要がある。	引き続き、地元コミュニティ推進協議会を指定管理者として指定し、広域的な地域交流、コミュニティ振興にあたる。老朽化した施設については、地元の意見を聴きながら適宜修繕する。	市民協働推進課
	社協が取り組むこと	市民誰もが気軽に集まり活動することができるよう既存の施設等を市民の活動拠点として有効活用していきます	市民活動の拠点づくり	市民主体によるきめ細かな地域福祉活動を推進するための拠点として、空き施設等を活用する。	現在は、コミュニティ施設や公民館が活動拠点となっているため、空き施設等の活用はない状況だが、今後、活動内容によっては、空き施設を活動拠点として有効に活用できるよう、行政との連携を密にし、施設状況の調査を行う必要がある。	今後小地域の活動を推進するにあたり、空き施設の有効活用とともに行政や地域との連携を図ることが重要である。	

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
③ 地域を支え、育むコミュニティづくり (計画書 P53)							
市が 取り 組む こと		自治会との連携強化や自治会の意義のPR	自治会長等事務報償事業	市民と行政の連携により、行政情報の効果的な周知、自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを推進するため、自治会長の職務に鑑み、自治会長を非常勤特別職として委嘱する。自治会長ハンドブック作成及び自治会長への配布をする。	全149自治会長を非常勤特別職として委嘱している。毎年4月に開催している自治会長会議において、自治会長ハンドブックを配布し、自治会活動の内容を説明している。	自治会長は市と自治会をつなぐパイプ役であるとともに、協働によるまちづくりにとって重要な立場であるため、引き続き自治会長を非常勤特別職として委嘱する。また、自治会活動の説明をしていく。	市民協働推進課
		転入者に対する市の窓口やホームページを活用した自治会等の地域活動を行う組織の紹介や情報提供			自治会の活動内容をホームページに掲載している。転入者には市民課窓口で自治会加入案内を配布し、自治会に関する情報を提供している。	引き続き、各種媒体により自治会についての情報を提供する。	市民協働推進課
	社協が 取り 組む こと	住み慣れた地域でより安心して住み続けるため、地域住民による支え合いのしくみづくりを構築し、地区社協を軸とする市民の地域活動を支援します。	地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携 【重点事業】	地域住民が主体となる地域福祉活動の推進を図る基礎組織である地区社協を整備し、地域の生活・福祉課題に対応できるしくみづくりを図るため、地域コミュニティを中心とした地区社協の設置を推進する。	グリーンタウンコミュニティ推進協議会と、グリーンクラブを対象に事業説明会を開催した。今後、具体的な事業内容を検討するための打ち合わせ会議を行う。	引き続き市内のコミュニティ組織を中心に地区社協の事業説明会を開催し、地区社協の設立に努める。	
④ 支え合いネットワークの充実 (計画書 P54～P55)							
市が 取り 組む こと	地域包括ケアシステムの構築	①医療介護連携推進事業	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進する。	・医療介護連携推進事業:H27,28は医師会主催の事業であったが、H29年度からは市の事業として再スタートした。 ・H29年度より医療介護連携コーディネーターを配置した。 ・市の医療介護連携推進協議会を設置し、推進に向けて、課題を整理し、課題解決に向けた作業を開始している。	・本市の医療・介護の現状を把握し、課題整理をしながら、医療介護連携に必要な、多職種連携研修会や会議の開催 ・連携に必要なツールの開発やマナーブックの作成 ・市民啓発事業 ・医師会、ケアマネジャーが在宅医療についての理解を深めるための取組み	高齢福祉課	
		②認知症施策推進事業		・国では認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて「新オレンジプラン」を策定し、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくことになり、特に「認知症の人やその家族の視点を重視する」ことが盛り込まれた。 市でも、H27年度から認知症家族の交流会を開始 H29.3.22に家族会設立 H29.4.20に認知症カフェ開所となり、月3回開設している。 H29年度には、認知症ケアパスの作成・配布	・市民啓発のための「認知症サポーター養成講座」の継続 ・認知症サポーター養成のフォローアップの実施 ・認知症カフェの継続 ・認知症家族の会への継続し支援	高齢福祉課	
		③地域ケア会議事業		地域ケア個別会議は、各地域包括支援センターが民生委員やケアマネ、医師、介護保険事業所、その他からの相談があった事例を通じて、課題解決からネットワーク構築、地域課題の発見、社会資源の整備、政策形成につなげる。	各地域包括支援センターでの「地域ケア個別会議」開催の積み重ねにより、市が開催する「地域ケア推進会議」を開催し、地域課題を把握・整理し、地域づくり・資源開発・政策形成などへ繋げていく。	高齢福祉課	
	生活支援コーディネーターの活動支援と生活支援体制整備事業の充実	生活支援体制整備事業		H28年度に第1層生活支援コーディネーターの配置し、第1層協議体の会議を開催した。 第1層生活支援コーディネーター活動 ・地域の課題の見える化作業 ・地域課題について啓発活動(市職員、自治会長、民生委員、各種団体等) ・第2層協議体の設置に向けての準備 ・第2層協議体への参加等 ・第2層協議体設置(H29.9.13)	・第1層協議体の会議の開催 ・第2層協議体(生活圏域毎)の定期的な開催 ・第2層生活支援コーディネーターの配置 ・高齢者生活支援実態把握調査の実施 ・実態把握調査の結果を見える化する。 ・調査結果を自治会、民生委員、自治会長会議等で報告する。 ・調査結果から、課題となっている生活支援について、第2層協議体と共有化し、自助・互助・共助について、できること探しを行う。	高齢福祉課	

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
		ひとり暮らし高齢者への「安否確認システム」の貸与や、ごみ出しが困難な高齢者等の見守りを兼ねたごみ出しの実施	安否確認システム貸与	緊急時に対応できる安否確認機能の付いた緊急通報システムを貸与し、安心した生活の確保及び精神的な不安の解消を図る。	平成29年9月現在、地域の包括支援センターやケアマネジャー、民生委員等を中心に事業の周知を行っている。 独居高齢者の世帯が増えているが、特養老人ホームやグループホームの普及により利用者数はほぼ横ばいである。 平成29年度8月末利用者数 76名	地域の包括支援センターやケアマネジャー、民生委員の方々の地域の見守りの中で、必要な方を見極め申請に繋げていきたい。今後は配食や当事業による安否確認、施設の入所など、より独居の高齢者の意向にそった選択肢を提示していきたい。	高齢福祉課
			声かけふれあい収集事業	ごみ出しが困難な高齢者等のごみ出しを見守りを兼ねて実施し、回収時には声掛けを行うことにより異変に対する連絡体制も構築し見守りを行う。	平成29年8月現在、広報や地域の包括支援センター、民生委員の方々などに周知を行っており、4名の方々が利用している。	サービスが開始されてから現在まで、数十件の相談があったが、そのほとんどが現状ゴミを出せている高齢者からの相談で、今後は本当に必要な方にサービスが行き届くよう制度を見直す。	高齢福祉課
			見守りネットワーク事業	地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有するすべての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組み、拡大を図っていく。	「高齢者見守りネットワーク事業推進研修会」の開催予定。 平成29年度には「高齢者見守り事業ステッカー」の小型版を作成、配布。	「高齢者見守りネットワーク事業推進研修会」を開催する。協定締結実施の継続。	高齢福祉課
	社協が取り組むこと	地域での支え合いネットワークを構築し、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりを目指します。	登下校時における子どもたちの見守り活動の実施	児童の交通安全や犯罪防止活動の一環として、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで通学路等の見守り活動を行う。	今年度より、各単位老人クラブ17クラブ404名が登下校時に通学路等に立ち、見守り活動を実施している。この取り組みにより、高齢者の健康維持のほか、地域の繋がりが深まることにより、顔見知りの関係の構築に寄与している。	現在、老人クラブが中心となっているが、今後ボランティア活動者等の確保に努め、更なる事業の充実を図る。	
			地域包括支援センター事業の実施	地域で暮らす高齢者が安心して在宅生活を送れるよう支援するため、総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整を行う。	市委託事業である地域包括支援センターにおいて、地域住民の保健、福祉、医療に関する様々な課題に対して、解決に向けた取り組みを実施している。また、相談者に適切なサービスが提供できるよう、制度等の情報提供や医療機関との連携を行う。	今後も基幹包括支援センターを中心に各種事業を展開し、地域福祉の向上に努める。また、市民への周知を積極的に行い、様々な関係者と密接な連携を図っていく。	
			地域支援事業への取り組み 【重点事業】	地域包括ケアシステムの構築に向け、行政・関係機関との連携を図りながら、市民が主体となり地域福祉活動が展開できるよう組織づくりを推進する。	市が中心となって進めている生活支援準備委員会に参加し、地域ケアシステムの構築に向け、行政・関係機関との連携を図りながら、体制の整備に向けた取組を行う。また、地域懇談会に参加し、社協の立場としての意見交換を実施している。	市と綿密な連絡調整を行いながら、円滑な事業実施を図る。	

基本目標	取組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
基本目標2 安全・安心な暮らしやすいまちづくり							
① 福祉サービスの充実（計画書 P57～P59）							
市が取り組むこと		介護保険事業の円滑な推進	介護負担軽減事業、介護認定審査会	社会福祉法人が利用者を減免した場合に、その減免分を助成することにより、低所得者の低所得高齢者に対して、介護保険の利用者負担について軽減措置を講じることにより、介護サービス利用促進を図る。	平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度以降0件。 本制度を社会福祉法人へ周知し、積極的に運用するよう指導する必要がある。	社会福祉法人が本制度について正しく理解し、運用できるよう、改めて文書にて周知する。 庁舎、包括支援センター等の窓口において、利用者向けにも周知をする。	高齢福祉課
		安心した子育てのための地域子ども・子育て支援事業の推進	ファミリー・サポートセンター事業	地域の子育て機能を引き出し、保育園や学童保育では支援できない部分を当センターで支援することにより就労しやすい環境を作り、仕事と育児の両立を支援する。	アドバイザーを配置し相互援助活動の調整や相談に当たっている。活動実績は、H27は1,228件、H28は1,895件、H29.9時点で862件と伸びている。主な活動は、こどもの習い事等の援助、学校への迎えなどで、ほぼすべての依頼を受けることができています。	必要な知識や技能等の修得のため実施している提供会員の講習について、講習内容の更なる充実により資質の向上を図る。 今後も、地域全体で子育てを応援する体制を確保するため、提供会員の確保及び機能の充実に努める。	こども福祉課
		生活困窮者への情報提供と助言を通じた自立支援	生活困窮者自立相談支援事業	制度の狭間に置かれていた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもので、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る事業。	下野市社会福祉協議会へ業務委託しており、相談支援員と就労相談支援員による様々な情報提供及び助言により、生活困窮者の自立を促すことができた。一方で、緊急的な対応が困難であり地域のネットワーク不足が懸念される。	相談者が抱える多種多様な相談内容に適宜対応できるよう関係機関及び地域との情報共有を図る。	社会福祉課

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
	社協が 取り組む こと	地域住民が適切なサービスの利用、活動へ参加ができるようサービスの提供体制づくりを推進します。	介護保険事業(居宅・訪問・通所介護)の実施	居宅介護支援・訪問介護・通所介護事業運営を行い、在宅福祉サービスを実施する。	ケアマネジャーによる介護プラン作成約200名、通所介護利用60名、訪問介護利用者42名のサービス提供を実施している。	要介護認定者が、適切な介護サービスを利用できるよう、引き続き介護保険事業に取り組むとともに、良質なサービス提供に資するため、職員の資質向上を図っていく。また、利用者の確保を図り運営強化のため、運営体制の見直しを行っていく。	
障害者総合支援法(居宅介護等)事業の実施			訪問介護としてヘルパーが障がい者の家庭を訪問し、身体介護や家事援助、外出時の移動支援を行い、地域福祉の向上を図る。	利用者9名の自宅に訪問し、身体介護・生活援助の介護サービスの提供を行っている。	障がい者の在宅生活や、介護者の負担軽減を図るため、引き続き居宅介護(訪問介護サービス)を行っていく。また、新規利用者の確保を図るためにも事業所のPR活動や運営体制の充実を図っていく。		
日常生活自立支援事業(あすてらす)における相談の実施			高齢・障害等により判断能力が低下した人に対して、日常的な金銭管理を代行することにより、在宅での安心な生活を提供する。また、契約型の福祉サービスにおいて、利用者に不利益が生じないように情報提供やサポート並びに書類等の管理サービスを行う。	広報紙等を活用した事業のPRに努めたほか、民児協の会議等において事業の説明を実施した。H29年4～9月の相談件数は延べ312件であった。今後も相談件数の増加が見込まれ、支援員の確保が課題である。	高齢者や障がい者の日常生活を支援するため、引き続き「あすてらす・しもつけ」機能の充実や関係機関との連携を強化していく。		
就労継続支援B型事業の実施			心身の障がいによる一般就労することが困難な在宅の障害者に、通所による生活・作業訓練を行い、創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流や地域生活支援の促進を図る。	就労B「なのはな」「すみれ」の2事業所を運営し、利用者22名の指導を行っている。作業内容は、車部品、シール貼り、ベビーバンドの型取り、ネームタグ作成など、利用者の心身の状況や希望、適正、能力に応じた作業を用意し、地域で自立した生活が送れるよう支援している。	利用者一人ひとりが意欲と達成感を感じられるよう支援するとともに、利用者の受け入れに積極的に対応し、工賃増につながる方法についても検討する。		
生活福祉資金貸付事業の実施			低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など経済的自立と生活意欲の向上を支援するため、各種資金の貸付を行う。	H29年9月現在の貸付利用者は26名である。貸付に関する相談は増加しているが、生活困窮者自立支援事業や社協貸付などを併用し、相談者の支援を行っている。	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などの自立を支援するため、引き続き貸付相談窓口業務を行うとともに、多様化したニーズ、償還困難世帯への支援に対応できるよう関係機関との連携を強化し、自立更生を図っていく。		
小口資金貸付事業の実施			緊急に生計の維持が困難になった下野市内の世帯に対し、小口資金(上限3万円)を貸し付けることにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行う。	困窮者の一時的な生活の維持及び安定を図るため、緊急的な一時資金貸付として実施しており、H29年4～9月の利用件数は9件である。貸付時の相談だけでなく償還指導の中でも、本人の抱える複雑多様な問題を的確にとらえ、困窮者相談支援事業にスムーズにつなげていくことが必要である。	緊急的な一時貸付資金として、引き続き貸付業務を行い一時的な生活の維持及び安定に向けた取組を行う。生活困窮者自立相談支援事業との連携も図り、制度の狭間で困窮する世帯の支援に向けた取組をする。		
福祉用具等の貸出し事業の実施			社協が保有する福祉用具や備品を、地域交流や福祉増進のために有効に活用してもらうことを目的とし、貸し出しを実施する。	貸出件数は増加傾向にあり、団体等の地域イベントの活性化に貢献できている。特に自治会や子ども会等の地域イベント等に利用されることが多いポップコーン機や綿あめ機について、機器メンテナンスを実施した。	福祉用具等を有効的に貸し出すことで、地域の活動をより活性化させるため、引き続き事業の普及や利用促進を図る。		
手押し車の購入助成			高齢者の日常生活の便宜を図るとともに、健康管理の増進に寄与することを目的に、手押し車の購入費の一部を助成する。	利用者の経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に寄与している。H29年4～9月の受付実績は25件と、ほぼ前年と同水準であり、高齢者の増加に伴い依然高いニーズがある。	引き続き事業を推進するとともに、広報紙等を十分に活用し、広く市民への周知を図っていく。		

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
		② 健康づくりの推進（計画書 P60～P61）					
	市 が 取 り 組 む こ と	健康増進事業の充実	健康増進事業	市民一人一人が「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康づくりを実践できる地域づくりを行う必要があり、地域の健康づくりのリーダーとなる健康推進員を養成する。市民の健康づくりへの動機づけ及び運動習慣の定着を促進するため健康マイレージ事業を推進する。	地域の健康づくりリーダー的役割を持つ健康推進員をH28年度は、54名、H29年度は10名を養成した。活動については、自治会長会議で健康推進員をPRしたり、保健事業において役割を持ち健康づくりの活動を実施しはじめた。 健康マイレージ事業においては、健康しもつけ21プラン推進することも考慮し、ポイントカードの見直しを行った。また周知方法も再検討し、参加者が昨年度よりも増加しつつある。	健康推進員の養成講座をH28～H30まで実施し、3年間で小学校区3～5人を目指して実施していく。また活動については、地域に根差した健康づくりを健康推進員と行っていく。 健康マイレージ事業がより推進するように、市民がわかりやすいように検討していく。	健康増進課
		母子保健事業・母子支援事業の充実	母子保健事業、母子支援事業	母子の心身の健康保持増進及び疾病の早期発見を目的に、母子手帳の発行を行い、妊婦の健康管理を行う。妊婦の経済的負担軽減のため、妊婦健康診査の助成を行う。妊婦、出産、育児についての知識や技術の習得の場の提供。妊婦のフォローを行い、産後は育児の相談や継続支援が必要になった親子や、精神面で経過観察が必要な親子に対し、安心して関わり方を学ぶ場の提供を行う。発達確認が必要な子どもの経過観察と、小集団での関わりを通して事後指導を行う。	母子健康手帳の交付時には、妊娠届アンケートを記載してもらい、保健師又は助産師が面接を実施している。併せて、妊婦健康診査(14回分)と産後1か月健康診査の受診券も交付している。今年度新規事業として開始した産後1か月健診では、産後うつ等の質問票の記載を産婦が行い点数が高い場合は、医療機関から連絡が入り支援を実施している。しかし、医療機関によってはタイムリーに情報提供が得られない場合がある。 平成29年4月に妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、健康増進課内に「下野市子育て世代包括支援センター」を設置した。	母子健康手帳の交付時には、引き続き保健師又は助産師の面接を継続し、妊婦の健康状態や周りの支援体制を把握し、妊婦と保健師等の顔の見える関係作りやハイリスク妊婦及び特定妊婦の確認を行い早期に支援できるよう継続する。 下野市子育て世代包括支援センターの周知を市民及び医療機関等へ回り、医療機関との連携を図り、今後の産後ケア事業の展開を検討していく。	健康増進課
		感染症予防のための予防接種の充実	予防接種事業	予防接種法に定められた法定接種や予防接種法に定めのない任意予防接種を実施することで、感染の恐れがある疾病のまん延を防止し、疾病の発病や重症化の予防を図る。 接種率の向上により発病時に係る医療費の削減を図る。 需要の高い乳幼児の任意予防接種費の一部を助成することで、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。	法定接種については、対象者への接種勧奨を個別通知や乳幼児健診等を通じて実施している。また、広報等により定期的に案内を実施している。 乳幼児の任意接種助成については、現在、ロタワクチンとおたふくかぜについて継続実施。新たに需要の高いインフルエンザについて、医師会等と実施に向け協議中。	乳幼児のインフルエンザ予防接種の助成について、引き続き関係部局と調整していく。 インフルエンザが実施に至った場合、需要の高い任意接種の助成は、ほぼ網羅されるため、今後は新規開始の検討から接種率の向上へ向けた取り組みを検討していく。	健康増進課
		健康維持メディカルトレーニング施設の充実	きらら館管理事業	きらら館は、温浴施設の廃止に伴い「健康メディカルトレーニング施設」として更なる充実を図る。H29年度からは指定管理者制度を導入し、経営改善に努めサービス向上と経費の削減を図っていく。	H29年度から指定管理者制度を導入している。「健康メディカルトレーニング施設」として更なる充実を図っていく。指定管理者による施設の維持管理と医療機関と連携したトレーニング事業を実施していく。今後は、どのような自主事業を実施していくかも課題の一つである。	施設の適正管理を実施しながら、「健康増進施設」及び「指定運動療養施設」として厚生労働省の健康増進施設認定制度の活用を図り、利用者へのサービス向上に努める。自主事業を積極的に取り組んで、経営改善に努める。	社会福祉課
			健康づくりトレーニング事業	健康づくりに有効といわれる有酸素運動や筋力トレーニングなどの中心とする運動指導実践事業であり、市民の生活習慣病等の疾病予防や健康増進及び介護予防を目的に実施する。	平成29年4月より健康増進課委託事業から社会福祉課所管の指定管理者制度による運営となり、平成28年度月平均利用者数3,146人に対し、平成29年4月～8月の平均利用者数は、3,922人と大幅に増加した。	平成29年度は、トレーニング機器入替(3か年計画)の最終年度で、旧コードレスバイクほか機器9台の入替えを実施する。	健康増進課
	社協が取り組むこと	市民が生涯を元気で過ごすために体力づくりや健康維持のための講座を開催し、健康づくりを推進します。	地域住民への健康講座の充実	地域包括支援センターと連携し、介護予防の一環として、高齢者等を対象に元気になる食事やストレッチ、認知症サポート養成講座等の健康講座を、地域に出向き開催する。	老人クラブや高齢の方々が所属する団体を中心に、希望する日時や内容の調整を行いながら健康教育講座を開催している。健康教育は生活の質の向上及び寝たきり予防に重要である。	引き続き地域包括支援センターを中心に健康講座を開催し、健康寿命の延伸につながるよう、地域ぐるみの健康・体力づくりを支援する。	

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
	③	防犯・防災体制の充実 (計画書 P62～P63)					
市が 取 組 む こ と		緊急医療体制の充実	AED整備事業	突然心肺停止の際には、直ちに心肺停止蘇生と除細動電気ショックを行うことが極めて重要であり、公共施設に設置しているAED(自動体外式除細動器)を適正に管理する。 また、AEDは、いつでも緊急時に使用できることが必要であるため、本市の病院搬送前の救護体制を強化するためにも24時間利用可能な市内のコンビニエンスストア及び市有バス(デマンドバス含む)に設置する。	平成29年9月現在の市内公共施設等AED設置数は82箇所である。設置箇所の周知や消耗品の管理を適正に行っていく。また、市内コンビニエンスストア22店舗へ設置の協定書締結に向け関係機関との調整を実施している。	平成29年10月末にコンビニエンスストアとの協定書締結式を実施し、11月より順次配置する。市有バス及びデマンドバスにも配置する。今後は、市民への周知、AED講習について石橋消防組合と連携を図り実施していく。	健康増進課
		避難行動要支援者名簿の登録の推進と民生委員・児童委員への情報提供の強化	災害時等要援護者支援事業	下野市において加齢や障がい等により身体的・肉体的ハンディキャップを持ち、迅速な判断や行動が懸念され支援が必要とする者に対する災害時における支援体制を整備することにより、要支援者の生命や身体を保護することを目的とする。 災害時等の緊急時における支援活動及び要支援者の安否確認がスムーズに行えるよう、対象者の同意による登録制の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、管理する。	平成27年度までは名簿を2年に1度、全て更新していた。 平成28年度からは新規対象者を1年に1度調査し登録奨励し、平成27年度の名簿を随時更新している。 また、登録済みの対象者については、民生委員が訪問し、状況の変化を確認、記載した連絡票を提出。名簿を随時更新している。 民生委員への名簿提供が従来どおり年1回程度となっているため、民生委員に最新の情報が提供できていない状況である。	全民生委員への名簿提供回数を増やしたり、連絡票により修正のあった民生委員に対して名簿を差し替えるなど各民生委員の持つ名簿が最新のものとなるようにしていく。	高齢福祉課
		自主防災組織設置への支援を通じた地域の防災力の強化	自主防災組織活動補助金交付事業	H23年度に制定した下野市自主防災組織活動補助金の交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付する。	現在、8組織が防災訓練など活発に事業を行っています。 組織化に至っていない地域について、自治会長会議や各種会議等の中で説明を行っており、徐々に組織化に向けた気運が高まっている。	今後も、災害時等の緊急時における支援活動及び要支援者の安否確認がスムーズに行えるよう、対象者の同意による登録制の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、管理していく。	社会福祉課
		地域ぐるみの学校安全体制の推進	交通指導員配置事業	交通指導員活動及び運営	平成26年度から増員して、28名の交通指導員が安全指導を行っている。また、自動車運転手に対し交通ルールの徹底を図っている。	組織化の推進を図るために、資機材の整備や活動費に対して、引き続き助成を行います。また防災関係機関と連携し、各組織の研修の機会を充実していく。	安全安心課
		地域ぐるみの学校安全体制の推進	交通指導員配置事業	交通指導員活動及び運営	平成26年度から増員して、28名の交通指導員が安全指導を行っている。また、自動車運転手に対し交通ルールの徹底を図っている。	欠員があった場合は早急に後任者を選任して、継続した安全指導を進めていく。	安全安心課
社協が 取 組 む こ と		災害時対応マニュアルの実践	災害時にボランティア団体と連携し、迅速かつ十分な福祉救助活動・ボランティア活動支援を行うことができるよう、災害時対応マニュアルの実践と継続的な見直しを行う。	今年度は、2月に行われる市防災訓練時に、マニュアルを活用した訓練を実施し、マニュアル見直しを検討する予定である。また、実際の災害時においても訓練時のように実行できるよう、訓練や講座を通じてボランティアの育成に努める。	引き続き講座を開催し、新たなボランティアの育成に努める。また、受講者の増員を図るために、現在の活動PRを積極的にを行い、市民の関心を高める。		
		平常時から災害・緊急時に備えるとともに、住民同士が助け合えるような仕組・関係を構築します。	災害ボランティア養成講座の開催	災害時におけるボランティア活動の基礎的な知識と役割を学び、災害ボランティアについて理解を深め、地域での災害時に備えや助け合いの意識を高めることを目的に開催する。	H30年1月に「災害ボランティア活動について」の講座を開催する。内容は、ボランティア活動をの心構えなどの支援方法を学ぶ講座を予定している		災害時に迅速に対応できるよう、災害ボランティア講座を開催し、ボランティアの人材確保と資質向上に努める。
		災害ボランティアセンターの設置・運営【重点事業】	災害発生時に市災害対策本部及び関係機関・団体と連携し、被災者の支援ニーズとボランティア活動者を調整する中心的役割を担う。	2月の市防災訓練と合わせ、センター設置訓練を実施する。協力ボランティアは、災害ボランティア講座の受講者を予定している。また、受講者にはボランティアの登録をいただき、被災者のニーズに的確かつスピーディーに結び付けられるよう、災害ボランティアの支援体制の充実を図る。	災害ボランティアセンターとしての機能が果たせるよう、発生時に備えた継続的な研修・訓練に取り組む。		
		災害時の支援体制づくり	市防災訓練に参加し、関係機関や各マニュアルとの連携を深め、迅速な支援体制づくりを推進する。	県・市と連携のもと人材の確保に努めるとともに、災害ボランティア等と連携し、迅速なボランティア活動支援を行うことができるよう努めている。また、市の防災訓練に会わせてより実践的な訓練を行う。	関係機関と連携し、災害時の支援体制の充実を図る。また、避難行動要支援者マニュアルや福祉避難所設置・運営マニュアルとも連携を図る。		

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
④ バリアフリーの推進 (計画書 P64～P65)							
市が 取り 組む こと	高齢者や障がいのある人の移動 手段の充実	市内公共交通推進事業	65歳以上の高齢者を対象として、自主的に運転免許証を返納した方にデマンドバスの回数券等を交付する。また、返納の際に運転経歴証明書を取得した方に、道の駅しもつけの商品券を交付する。	平成29年度から事業の拡充を行い、デマンドバスの回数券の他に、ゆうゆう館の入浴券等の選択項目を増やし、自主返納の促進を図っている。 まだ事業を知らない方もいることから、広報周知が必要。	4月からの事業拡充をしてから返納者が増えつつあり、市ホームページや広報紙等により周知を図っていく。	安全安心課	
		高齢者外出支援事業	通院等で公共交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に、外出支援を推進し、高齢者の孤独感やひきこもり防止を図る。デマンドバス登録者の75歳以上の高齢者に、デマンドバス利用券を交付する。	平成29年9月現在、655人の申請がある。一人10枚の券を配布しているが、10枚以上券がほしいなどの意見がある。	今後は夫婦間で券を共有できるようにするなど、新たな取り組みをし、より必要な方に券がいきわたるような仕組みを考えていきたい。	高齢福祉課	
		福祉タクシー事業	電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者(身体・知的・精神)の通院、外出支援のために、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成する。	福祉タクシー券の交付を社会福祉協議会に委託し実施した。	今年度作成する、第5期市障がい者福祉計画を策定していく中で、利用者のニーズ等を把握し、利用者にとって利用し易い内容を検討していく。	社会福祉課	
社協が 取り 組む こと	誰もが安心して生活できるように福祉の観点からバリアフリーを推進し、安全な生活環境を整えます。	福祉マップの活用・マップの再検討と見直し	高齢者・障がい者等の外出機会を促進し、誰もが安全安心に生活するため、地域のバリアフリー情報情報等を掲載した福祉マップを積極的に周知するとともに、定期的な情報の更新に努め、マップの効果的な活用を図る。	適宜内容の再検討を行いながら、改訂版の発行に向け作業を進める。	掲載内容の充実を図るため、引き続き商店、企業への協力を促していく。		
		外出支援サービス(移送サービス事業)	市内に居住する概ね65歳以上の高齢者又は身体障がい者のうち、歩行ができなく一般の交通機関を利用するのが困難な方に対し、リフト付き車両による医療機関等への送迎を提供し、高齢者、障がい者等の在宅福祉の利便性の向上を図る。	車いすやストレッチャー利用の歩けない身体障がい者と高齢者に、事前申請の上、予約制で自宅と医療機関間の送迎を行っている。H29年4～9月の利用者数は延べ40名であった。	引き続き、在宅福祉の向上を図るため、事業を継続していく。		
		点字・音訳による情報提供	視覚障がい者に対して、社会生活上必要な情報を点字図書、音訳CD及びデージーにより提供するとともに、点字・音訳ボランティアグループの活動支援や育成を行う。	県視覚障害者と共催により、朗読奉仕員委員養成講座(全15回)を開催した。受講者11名の内4名が音訳ボランティアが開催する講座に参加した。	引き続き講座を開催し、新たなボランティアの育成に努める。また、受講者の増員を図るために、現在の活動PRを積極的に行い、市民の関心を高める。		
		福祉バスの運行	社会福祉協議会の活動と関係団体の福祉の向上を図ることを目的として、福祉バスの運行を行う。	社協事業や各種団体等の研修にバスの運行をし、事業運営に活用している。昨年度の稼働数は54回であったが、今年度は、定期的な利用事業がないため、稼働数は減る見込みである。	引き続き、移動が困難な方の身近な移動手段の確保に努める。		
⑤ 生きがいづくりの支援 (計画書 P66)							
市が 取り 組む こと	老人クラブなどの地域で活動する団体の育成支援	老人クラブ補助事業	老人クラブ連合会を通して、単位老人クラブ活動の育成を図るとともに高齢者の活動を支援することを目的とし、老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティアをはじめとした地域活動の推進を図るため、各単位老人クラブに補助金を交付する。	平成29年度から新規加入者1名ごとに補助金を千円上乗せしている。平成29年度の新規加入者93名であるが、クラブの解散・休会もあり全体の会員数は6名の増にとどまっている。 就業中の高齢者が増加していくなど社会情勢によりライフスタイルも変化しており、クラブ加入者数も減少している。 結果として、クラブ活動の縮小傾向やクラブの解散・休会につながっている。	クラブ員の加入について、敬老会や広報紙等において、老人クラブの紹介をしている。今後は民生委員にも声掛けに協力してもらい体制づくりを検討する。	高齢福祉課	
		老人クラブの加入促進	老人クラブの活性化を図るため、市と連携しながら自治会等の関係機関に協力を依頼し、新規会員の加入促進に努める。	特に役員の担い手不足が顕著である。若手リーダーの育成が必要であり、市高齢福祉課と共に取り組む必要がある。	継続的な加入促進活動とリーダーとなる人材の育成に努める。		
社協が 取り 組む こと	市民誰もが高齢になっても地域でいきいきと暮らすために、地域社会とかかわりを持ち続けることなど、生きがいづくりを推進します。	老人クラブの加入促進	老人クラブの活性化を図るため、市と連携しながら自治会等の関係機関に協力を依頼し、新規会員の加入促進に努める。	特に役員の担い手不足が顕著である。若手リーダーの育成が必要であり、市高齢福祉課と共に取り組む必要がある。	継続的な加入促進活動とリーダーとなる人材の育成に努める。		

基本目標	取組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
基本目標3 地域福祉を推進するためのしくみづくり							
① 相談体制の充実 (計画書 P67～P68)							
市が取り組むこと		生活困窮者自立支援事業の周知と相談支援体制の充実	生活困窮者自立支援事業	「制度の狭間」に置かれていた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもので、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る。	下野市社会福祉協議会へ業務委託しており、相談支援員と就労相談支援員による様々な情報提供及び助言により、生活困窮者の自立を促すことができた。一方で、緊急的な対応が困難であり地域のネットワーク不足が懸念される。	相談者が抱える多種多様な相談内容に適宜対応できるように関係機関及び地域との情報共有を図る。	社会福祉課
		高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの周知と相談体制の充実	地域包括支援センター運営協議会	下野市の地域包括支援センター運営に関する審議、委託先のマネジメントや支援につながるよう提言する。また、市が地域包括支援センターに提示した業務仕様書に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、不十分な点などについては、その改善の方法をともに探るための評価や検討を行うために要する費用を支払う。	・地域包括支援センター運営協議会は年2回開催しており、平成29年度前期は、7月に開催した。 ・業務委託契約に関する仕様書の確認及び人員配置等、重点事業の確認と、事業計画及び実情報告等を説明し、ご意見を頂いている。 ・委員会の構成メンバーに医師が3名、歯科医師1名となっているが、医師は、下野支部から1名で改正の意見が出されている。	・年2回開催する。 ・事前に資料と質問票を送付し、スムーズな進行ができるよう工夫する。 ・平成30年度から新たな委員としてスタートするため、平成29年度後期の協議会に諮りたい。	高齢福祉課
社協が取り組むこと	地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供の充実を図ります。	心配ごと相談所の開設		市民の日常生活上のあらゆる心配ごととの相談に応じ、その問題の解決に努め、もって市民の福祉の増進を図ることを目的に実施する。	相談機能を充実するため、相談員の研修会を実施し、相談員の資質の向上に努める。	市民生活の身近な相談所として引き続き相談窓口を開設するとともに、相談に来れない方への電話相談も合わせて実施していく。	
		無料法律相談事業の実施		市民の法律相談に応じ、その問題の解決に努め、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。日常生活の様々な問題・トラブルについて、法律の専門家が相談に応じ、助言等を行う。	事業の普及や利用の促進を図るとともに、相談者が安心して利用できるような環境づくりに努める。	今後も法的な問題解決の相談所として引き続き相談窓口を開設するとともに、弁護士の派遣については弁護士会との連携を密にして、相談窓口の機能強化を図っていく。	
		ボランティアセンターにおける相談・情報提供		ボランティア活動に関する相談・活動紹介・情報提供を行い、地域住民の参加や活動を促進・支援する。	幅広い世代がボランティア活動の担い手となるよう、普及活動の強化、コーディネーターの資質向上を図る。	引き続きボランティア情報の積極的な発信を行うなど、ボランティア活動の充実と、すそ野拡大を図っていく。	
		生活困窮者自立支援事業の実施【重点事業】		複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、本人の状態に応じた自立支援を行うことで、困窮からの脱却を目指す。	様々な問題を併せ持つ生活困窮者の相談を受ける。 【目標値】 相談利用者数・・・H29年度:80名、H30年度:85名、H31年度:90名、H32年度95名、H33年度:100名	生活する上で様々な課題を抱えた生活困窮者を、生活保護に至る前の段階から早期に支援するため、包括的・継続的な自立支援並びに家計相談支援を行い、生活困窮者に寄り添いながら早期自立を促すため支援に努める。	

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
② 広報・啓発活動の強化（計画書 P69～P70）							
	市 が 取 り 組 む こ と	市ホームページや広報紙の内容の充実	広報発行事業	市政の啓発や行政情報、地域の話題等を広く市民に周知するため「広報しもつけ」を発行する。	月19,500部発行している。 市民の方に読んでもらうよう紙面を作る。 できるだけ新しい情報を掲載する。	有益な情報を提供できるようエッセイなどコンテンツを増やし魅力ある紙面をつくる。 編集スケジュールを工夫しタイムラグの解消を図る。	総合政策課
	社 協 が 取 り 組 む こ と	テレビや新聞、インターネットなどの情報媒体の積極的な活用	広報広聴業務事務費	市ホームページの管理 マスメディアへの情報提供	新聞社に各課から収集した情報を提供している。 H29.3に、Webアクセシビリティ基準に準拠し、ホームページのリニューアルを完了した。	各部署にタイムリーな情報発信となるよう周知を図る。 現在も、カテゴリーの変更などを随時行い、さらに利用しやすいホームページとなるよう対応している。	総合政策課
	市 が 取 り 組 む こ と	より多くの市民が地域活動に参加できるよう、様々な方法で地域活動に関する広報・啓発活動を行います。	社協だより、ホームページによる情報発信	市民の地域福祉事業に対する理解や福祉活動への参加を得るため、積極的な広報・啓発活動を実施する。	特にホームページの情報管理を充実させ、タイムリーな最新情報の発信に努める。	今後さらにホームページの情報管理を充実させ、積極的な最新情報の発信に努める。また、広報紙を活用し、市民への幅広い情報提供を促す。	
③ 福祉・人権教育の推進（計画書 P71～P72）							
	市 が 取 り 組 む こ と	人権講演会、講座の開催と周知・PR	人権啓発事業	市人権教育・啓発推進行動計画を基に、様々な場を通じた人権教育・啓発の推進。 人権教育・啓発の重要課題の同和問題に関する差別意識の解消に向けた啓発の推進	人権擁護委員と連携し、街頭啓発や学校訪問等を通して人権啓発活動を実施している。人権の花運動では、平成27年に1年間における実施校を増やし、年に小学校6校で行うことで2年に1回実施できるようになった。今後も継続して人権擁護委員と連携し啓発活動を行っていく。	子どもに対する啓発活動は学校との連携が必要なことから、今後も積極的に講話等啓発に努めていく。また、イベント時の市民に対する啓発活動を通して、差別を許さない意識を醸成していく。	市民協働推進課
	社 協 が 取 り 組 む こ と	市民が福祉や権利擁護について正しい知識を持ち福祉活動への参加意識が高められるよう、福祉・人権教育の推進を図ります。	ふくし移動講座の開催 福祉活動助成事業(小・中・高等学校) 安全帽子の給付事業	身近な地域や学校・企業等を対象に、地域福祉の理解や関心を高めるために、福祉学習プログラムを提供する。 小・中学校・高等学校を対象に福祉・ボランティア活動費を助成し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図る。 市立小学校の新入学生を対象に、児童の交通安全・事故防止を目的に学校指定の安全帽子購入費用の助成を行う。	講座の開催に積極的に取り組む。 【目標値】 講座実施回数・・・H29年度:55回、H30年度:58回、H31年度:61回、H32年度:64回、H33年度:67回 実施内容の改善を検討し、新たな福祉教育事業を推進するよう促す。 市内12小学校の新入学児童を対象に、児童の交通安全・事故防止を目的に学校指定帽子購入費の一部を助成した。	児童福祉事業の一環として事業を継続し、事業拡大を図るため、中学校への対象者の幅を広げていく。 引き続き福祉の啓発に努めるとともに、各種事業への児童・生徒の積極参加を促したい。 今後も社協PRを図りながら、児童の交通安全等の防止を推進していく。	

基本 目標	取 組	市・社協が取り組むこと	事業名	事業内容	進捗状況と課題 (H29.9時点)	今後の取り組み	担当課
		④ 地域リーダーの育成 (計画書 P73)					
	市 が 取 り 組 む こ と	市民の生涯にわたる学習活動を総合的支援のためボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会の提供 【⑤ボランティアの育成と重複】	生涯学習情報センター管理運営事業	市民の生涯にわたる総合的に支援するため、学習情報及び相談窓口の一元化をはかるとともに、市民が培った学習の成果を社会に生かすことにより、生きがいや自己実現が図れるよう、ボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会を提供する。	本年度で3年目となる「花と緑のボランティア講座」を開催している。3年間の講座参加者等に呼びかけ、ボランティア団体が29年度に組織(10名)された。ボランティア参加者が少ない現状から、組織を維持するため検討が課題である。 その他、パソコンボランティア講師養成講座を11月から開始するよう準備を進めた。	現状どおり傾聴や音訳ボランティア講座など、工夫を凝らした講座を開催していきたい。	生涯学習情報センター
	社 協 が 取 り 組 む こ と	住み慣れた地域でより安心して住み続けるため、地域住民が支え合う力を高めるために、地区社協組織における事業を展開し、地域活動の担い手とリーダーの発掘を推進します。	地区社協組織と地縁組織を活かしたリーダーの育成 【重点事業】	市が取り組む地域支援事業や、地区社協整備事業を進める中で、地域福祉に積極的に取り組む人材を育成し、地域福祉推進のリーダーとして連携を図っていく。	東方台地区コミュニティ協議会の福祉事業として、国際医療福祉大学の林先生をお招きし、「地域づくりの重要性」について講演会を行った。今後、地域での座談会を開催し、地域福祉に関心が高い人材の確保に努める。	地区社協整備事業の一環として、引き続き座談会等を開催し、地域福祉活動の重要性について啓発を図る。	
		⑤ ボランティアの育成 (計画書 P74～P76)					
	市 が 取 り 組 む こ と	市民の生涯にわたる学習活動を総合的支援のためボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会の提供 【④地域リーダーの育成と重複】	生涯学習情報センター管理運営事業	市民の生涯にわたる総合的に支援するため、学習情報及び相談窓口の一元化をはかるとともに、市民が培った学習の成果を社会に生かすことにより、生きがいや自己実現が図れるよう、ボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会を提供する。	本年度で3年目となる「花と緑のボランティア講座」を開催している。3年間の講座参加者等に呼びかけ、ボランティア団体が29年度に組織(10名)された。ボランティア参加者が少ない現状から、組織を維持するため検討が課題である。 その他、パソコンボランティア講師養成講座を11月から開始するよう準備を進めた。	現状どおり傾聴や音訳ボランティア講座など、工夫を凝らした講座を開催していきたい。	生涯学習情報センター
	社 協 が 取 り 組 む こ と	ボランティアを身近に感じる体制づくりや、ボランティアセンター機能が強化するとともに、地域活動のけん引役となるボランティアへの支援と活動の中心となるボランティアリーダーの育成に努めます。	ボランティアセンターの機能の充実 【重点事業】	各種ボランティアの育成を目的とした研修・講座の開催や、ボランティア活動の支援、情報収集、広報啓発活動などを実施し、ボランティア活動を推進する。	ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア養成講座やボランティアニーズの把握に努め、ボランティアの登録者の増員を図る。また、ボランティアセンターの活動紹介のチラシを作成し各戸配布する予定である。	ボランティア活動を活性化するために、引き続きボランティアセンター機能を充実するとともに、幅広い世代がボランティア活動の担い手となるよう、普及活動の強化、コーディネーターの資質向上を図っていく。	
	ボランティアの育成事業の実施		生涯学習情報センターと連携しながら、ボランティア活動、社会貢献活動の推進に努める。	生涯学習センターに於いて傾聴ボランティア講座を開催し、昨年を上回る24名の受講者があった。	各種ボランティアの育成を目的とした講座の開催や、ボランティア活動の支援、情報収集、広報啓発活動などを実施する。		
	各種ボランティアリーダー育成講座の開催		様々なニーズに応じて、地域で主体となり活動できるボランティアリーダーの育成を目的とした各種講座を開催し、地域福祉の担い手を育成する。	朗読ボランティア講座を開催し11名参加が得られた。また、地域見守りボランティア講座を開催し、38名の参加者があった。	幅広い世代が、ボランティア活動の担い手となるよう、引き続き、ボランティアの養成を行う。		
	ボランティア活動保険の加入促進		ボランティア活動の際の思わぬ事故によるケガや損害賠償責任から活動者を守るため、ボランティア活動保険の加入を勧め、安心して活動ができるよう支援する。	ボランティアが安心して活動が行えるよう、活動保険の手続き業務を行っている。H29年9月現在の加入者は1,767名である。(※昨年度中の加入者数は1,835名)	引き続きボランティア保険への加入促進を図り、ボランティア活動者の増員に繋げる。		
	ボランティア連絡協議会への支援		団体相互の連携と親睦を図り、地域福祉の発展に協力する協議会の支援を行う。	ボランティア団体の活動の活性化を図るため、活動支援や助成金の交付を行う。現在の14団体グループが加入しているが、昨年度から1団体が減る状況にある。	組織的なボランティア活動を推進し、ボランティア団体との連携を強化するとともに、会員増強に向けた普及活動を行う。		